

平成 19 年度第 3 回上田中央地域協議会会議録

日 時 平成 19 年 6 月 26 日（火）午前 10 時から 12 時

場 所 上田地域自治センター本庁舎 6 階 大会議室

出席委員 岡田委員、荻原委員、河野委員、栗俣委員、小林委員、白石委員、田口委員、
那須野委員、箱山委員、畠中委員、林委員、前澤委員、三吉委員、山内委員、
山極委員

市側出席 鈴木政策企画課長、清水都市計画課長

原沢まちづくり協働課長、浅野まちづくり協働課地域振興政策幹、小宮山まち
づくり協働課課長補佐兼地域振興係長

1 開 会（浅野地域振興政策幹）

2 会長あいさつ（林会長）

6 月 20 日にパレオで市議会の分権型地方自治研究委員会のメンバーと 9 地域協議会の正副会長で組織しております連絡会議の委員の懇談会が開催されまして、各会長、副会長からそれぞれ協議会のこれまでの活動状況等の報告があったところですが、私が以前から申し上げておりますように、協議会によって温度差があるなというようなことを痛感したわけでございます。

例えば、ある協議会では合併により無くなった議会の代わりとしてこの協議会を位置付け、住民もそのような気持ちで取り組んでいる地域があり、またある協議会では行政から各自治会への補助金等が上田市と合併したことにより、減少してしまったといった印象を持っている協議会もあります。そんなことを含めて協議会の予算を獲得して従前通りの協議会を進めたいというような地域もあります。また協議会の委員 20 名のうち、4 月に 8 人も交代した地域がありますが、幸い我が中央協議会は委員の交代がなく、来年 3 月の任期一杯までは、同じメンバーで地域のために取り組んでいくという気構えで進めておりますことを報告したところです。

旧上田市内でも支所のあった地域と中央、西部、城南の地域では、若干進め方に違いがあり、本庁、上田地域自治センターの直轄の協議会とは少し違うなあというような印象を受けました。

なお、この 9 協議会の正副会長で組織いたします連絡会議の会長を務めておられました宮下昭夫さんがこの 6 月 9 日に急逝され、先日告別式がございましたので、ご報告申し上げます。

今後の予定といたしましては、7 月 9 日に J T 跡地と中心商店街の視察を計画しておりますので、是非御参加をお願いしたいと思います。第 5 回は 8 月 20 日頃を予定したいと考えておりますが、後日通知申し上げたいと思います。

本日は、市当局から説明を受けて来月 9 日の現地視察の拠り所にしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3 会議事項

(1) J T 上田工場跡地利用に関する経過について

資料「J T 上田工場跡地利用に関する経過について」

鈴木政策企画課長から説明

これまでの経過と市の基本的な考え方

- ・ J T による開発計画案の提示と公共利用方針
- ・ J T 上田工場跡地の利活用について市の全体方針

J T 土地利用・整備計画案

(林会長)

ただいまの説明で何かお聞きしたいことがありましたらお願い致します。

質問等なし

(林会長)

ご質問等なければ一応今お聞きしたということで、我々も承知したという形で進めさせていただきますがよろしいですか。

了承

(2) (仮称) 上田市天神三丁目土地区画整理事業 土地利用・整備計画案について

J T 上田工場跡地の用途地域変更について

資料「(仮称) 上田市天神三丁目土地区画整理事業 土地利用・整備計画案について」

清水都市計画課長から説明

- ・ (仮称) 天神三丁目土地区画整理事業 (案) 概要
- ・ J T 上田工場跡地の用途地域変更について

(林会長)

何かご質問等ございますか。

(林会長)

1 点お聞きしたいのですが、今の説明の中で、上田警察署の用地約 8,500 平方メートルが入ってきたような感じがありますけれど、警察用地のために、当初新上田市で予定していた公共用地、約 46,000 平方メートルの一部が削られたというようなことはないの

しょうか。

(鈴木政策企画課長)

私の方からお答えさせていただきたいと思います。昨年上田市は公共的利用に関する研究会を設けまして、一定の結論を頂戴したわけですが、その結論にしたがって上田市としては、約 40,000 万平方メートルを基準に取得を検討していきたいということを J T 側に伝えてございます。ですから今回結果として緑地を含めて 45,000 平方メートル、実際買うのは差引きしますと 36,000 平方メートル程度になるかと思いますが、J T としますと上田市の公共利用の面積については、削ることはなくそのまま上田市用に切り分けたということでございます。ですから警察の影響で上田市分が減ったということはありません。

(林会長)

わかりました。それからもう一点、図面の黄色の部分の住宅地域に泉平の方が今行き止まり、先程ご説明ありましたように道路が行き止まりで狭いということで、もし災害等があった場合に抜けられず立ち往生してしまうことになるというような感じもあるということで、今説明でこの J T 跡地の住宅地域の方への連絡道路をつくるというようなご説明があったわけですが、何箇所か連絡するということになるのか、ここには(仮)泉平 8 号線ということで 1 本だけの様な感じを受けているのですが、このあたりはどのような計画があるのでしょうか。

(清水都市計画課長)

泉平 8 号線につきましては、現在泉平地区に 3 本の市道が東西に走っておりまして、フォークのような格好で道路があり、J T のところで止まっているという状態です、そこで行き止まりという形になっています。それも J T の土地を使って繋げるということで、3 本の止まっているところを 8 号線で繋げて、どの道路とも繋がるという 8 号線でございます。

今会長さんがおっしゃったのは、たぶん J T の開発する方と繋がらないのかというようなご質問かと思いますが、これにつきましては来月、泉平地区で説明会を開催し、地元の皆さんと協議する予定になっておりまして、一つには繋げれば泉平の皆さんが J T 側の東西あるいは南北幹線道路に出られるということで、便利になるということであります。ただ泉平の皆さんにとって、今までは通行しなかった住民以外の車両が入ってくるのではないかと、ということで環境に変化が生じるわけですが、どちらがいいかということにつきまして地元の皆さんと協議していきたいと考えております。地元の皆さんが、繋げてほしいということであれば、何とか繋ぐような道路をつくれないうことを J T 側に申し入れをしたいと思っております。

市といたしましても、最低この 8 号線は繋げて、今まで行き止まりで救急車が来てもバックでしか出れない、消防自動車が入ってきてバックでしか出れない、といった状況は解消したいということであります。

(林会長)

ありがとうございました。

(小林副会長)

もう一点質問があります。実は先日連絡協議会の席上で、J T跡地については基本的には賛成という方が比較的多かったと思うわけですが、その中で少し懸念される材料として長野上田線があります。先程来ご説明の中にも南天神町常田線とそれから新たに堤防道路との接続という、この間が非常に混雑するのではないかという声が、城下あるいは城南方面の方々からあったわけですが、そのあたりはどのようにお考えですか。

(清水都市計画課長)

メインの出入口というか、これはやはり長野上田線から入るのがメインになるかと予想しております。長野上田線につきましては、平成 11 年に調査した時は 17,500 台程の交通量がございました。その後平成 17 年に交通量の調査があったわけですが、その時点では上田大橋等がその後開通したというようなことがありまして、14,500 台でした。実際、最近は一頃よりは減っているというような状況になっております。だから増えてもいいというようなことではないわけですが、予想される交通量の状態に対応するということで、食い違い交差を解消して、信号のサイクルを単純なものにしたり、右折レーンを設けて渋滞をできるだけ短くするとか、幅員を 16 メートルにすることで車道の余裕が出てきますので、車が通行できる容量が増えてくるのではないかと考えております。それから更には先程申し上げましたように、堤防道路ですとか南天神町常田線等、南北幹線道路もできますので、そこだけの入口というか、現在はそこしか入れないわけですが、分散化がかなり進むということで、何とか渋滞には対応した道路計画を立てて、それに対応するものを J T 側も進めていくということになっております。

新聞紙上等にも掲載されておりましたが、また前回の説明会等にもございましたが、実は南北幹線道路が T 字路で坂下線と交差しているわけですが、この道路は、その先にしなの鉄道、新幹線があり、あるいは枳網用水もその場所を流れているわけですが、地元からはお城側の秋和踏入線、櫓下の道路へ繋げてもらえないかというような要望を頂いております。それにつきましては、しなの鉄道に踏切ができなくてはいけないという非常に難しい課題があるわけですが、しなの鉄道側等に協議いたしまして、あるいは交差点の形状等につきましても公安委員会と協議いたしまして、可能であるならばそういったものも検討し、分散化を図っていきたいと考えています。

(林会長)

その他ございますか、それでは三吉委員さん。

(三吉委員)

まず(1)の方ですが、4 ページの一番下に、6 月 20 日に第 2 回イトーヨーカ堂の出店に係る関係者連絡会議を開催したとありますが、この関係者連絡会議は、どういう組織で進められているのか、またこの協議の内容についてはどうなのか、また今後この連絡

協議会はどのように進められるといいでしょうか、どのように進んでいくのか、行政からお話をお聞きしたいと思います。

もう一点は、(2)の方の一番最後にある計画決定までの流れがありまして、この素案の縦覧から公述書の受付、公聴会の開催がありますが、この公聴会には一般の方も出席してそこで質問ができるのかどうか、この公述書の受付をした人しか参加できないのか、あるいはこの人たちの質問に対して関係の方から回答するのか、そのあたりをお聞きしたいわけです。以上2点でございますがよろしく申し上げます。

(鈴木政策企画課長)

それではまず1つ目の質問から回答させていただきたいと思います。

まずイトーヨーカ堂の出店に係る関係者連絡会議ですが、これは主催が上田商工会議所でございます。構成のメンバーは、事務局である商工会議所はもちろんでございますが、それに加えまして上田市、それからこれは商工業者の皆様方との連絡会議でございますので、天神・松尾町・海野町・中央通りの4つの商工振興組合員、ですから商工会議所と市と4つの商工振興組合員で構成をされているものでございます。基本的にはこの3者で情報を共有し、対等な立場で論議をするという趣旨で設けられたものでございます。

必要に応じて関係者、例えばJTの担当者、あるいはイトーヨーカ堂の担当者も呼んで説明を受けるということになっております。イトーヨーカ堂の出店に係るということでございますので、イトーヨーカ堂の出店を基本として、その影響等を論議する場でございますが、残念ながら現状はそこまでまだ至っておりませんので、上田市の認識としましては、JT跡地の開発全体が良いか悪いかというような論議が、今のところ中心になっているというふうに思っております。事務局としては、イトーヨーカ堂を呼んで説明を受けたらというお話も出ておりますが、一部の商工業者の皆さん方からイトーヨーカ堂を呼ぶとそれを是認したことになるので反対だということで、今のところイトーヨーカ堂が来て直接説明をするということには至っていない状況でございます。

基本的には自由に論議をして情報を共有化するという趣旨のものでございますが、現状では見解の相違ということで、なかなか意見の一致をみるというところには至っていない、そのような状況でございます。

(清水都市計画課長)

公聴会の関係につきまして、ご質問をいただきました。

公聴会は市民の方であれば、出席していただくことは可能でございます。ただそこで論議ということにつきましては、事前に公述書を出していただいた方がそこで論議するということになっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。その場で手を挙げてご発言いただくというものではなく、事前に申し入れていただくこととなります。内容につきましては、その後開かれます都市計画審議会で回答したり報告をしたりして、審議会ではそういったことを参考に協議していただくということになっております。

(三吉委員)

この都市計画審議会というのはできているのですか。

(清水都市計画課長)

この都市計画審議会につきましては、たまたまＪＴがあったから開くということではなく、昨年の 12 月 1 日に 2 年の任期ということで、新委員さん 18 名を委嘱しまして、審議会が組織されております。都市計画の変更のある点につきまして、案件が出てきた場合に、審議会を開催することになっておりまして、今回はＪＴの関係で用途変更等の案件がございますので、審議会を開いて審議いただくということになっております。

またこれは仮に 11 月に終わったとしましても、違う案件が出てくれば、別の案件についてまた審議会を、たまたま時期が同じですので同じメンバーの審議会の皆さんで集まって審議していただくということになっております。

(林会長)

三吉委員さんよろしいですか。

(三吉委員)

結構です。

(林会長)

山極委員さんどうぞ。

(山極委員)

まず用途変更の時期については、先程 11 月を目途にというお話があったわけですが、別な会議で商工会議所の専務が質問させていただいたのは報道で知ったんですが、再度確認させていただきますけれども、11 月 30 日にまちづくり三法のうち、都市計画法の分野の店舗規制等の完全施行が行われるわけです。奇しくも 11 月という用途変更の目標というのが、丁度重なっているのが個人的には非常に恣意的に感じるわけですが、関係が無いのかどうか、11 月という時期を定めた今おっしゃられたその理由といいたいまいしょうか、そんなところをお聞かせいただきたいなと思います。

(清水都市計画課長)

11 月ということで今委員さんがおっしゃられたように まちづくり三法、都市計画法の改正がございまして、先程の 6 ページをご覧くださいと思います。実は今の都市計画法ですと、用途地域には 12 種類ございまして、そのうちの 6 種類、6 用途につきましては、1 万平米を超えるものも現在は出来るという状況になっております。それは商業地域、近隣商業地域、準工業地域、第二種住居地域、準住居地域、工業地域というこの 6 種類の用途地域につきましては、そういった大規模の集客施設の店舗等ができるという状況になっております。現在はそういう状況です。

昨年の都市計画法の改正によりまして、第二種住居地域、準住居地域、工業地域、これにつきましては今年の 11 月 30 日が施行日となっているわけですが、11 月 30 日から今言った 3 つにつきましては、1 万平方メートルを超える床面積の大規模集客施設の

建設はできなくなるということになっております。ですから、逆にできるのが残った 3 つです。商業、近隣商業、準工業については、11 月 30 日を過ぎてもできるということになります。逆に言えば、その 3 つしかできなくなるということで、規制が強くなるということでございます。たまたまこの J T 跡地につきましては、現在が準工業地域、工業専用地域ということになっておりまして、工業専用地域は元々できないと、それから準工業については今も将来もできるという内容になっております。ですからたまたま工業地域という指定でしたら、11 月 30 日まででないといけないということもあるかと思いますが、上田市としましては 11 月 30 日ということとは関係なく、先程申し上げましたように土地利用の展開を図っていく必要があるということで、近隣商業あるいは住居にしたいというものでございまして、11 月 30 日の施行とは直接関係はございません。ですから仮に早くて 10 月になっても構わないですし、いろいろな手続きの関係で 12 月あるいは 1 月になったといたしましても、その都市計画法の改正があるからということには直接関係がないという状況でございます。

(山極委員)

それでは都市計画法が完全施行された後の用途変更の議論と、その前の議論とはあまりその影響がないというか、重み、影響がないということになるのでしょうか。

(清水都市計画課長)

はい、関係ないということでご理解いただければと思います。

(山極委員)

それでは今の件は確認させていただきました。

それともう一点お尋ねしたいのが、私ども中央地域に住んでいるからいいのですが、大型商業施設ができるということで、広域の調整といいますか、例えば丸子、真田、塩田あるいはもっと広く坂城、千曲市、東御市等々ですね。今回の開発についてそういう方面と何か調整とか、要望が寄せられているかどうか、それともう少し範囲を狭くすると、大型商業施設ができることで今中心商店街との関係というのが非常にクローズアップされておりますけれども、例えば我々が住んでいる古里、常田、山口等々の商業の受給のバランスが崩れて、近間に住んでいる方達に影響がないかどうか、そういうところの考察がされているかどうか、その 2 点をお尋ねしたいと思います。

(清水都市計画課長)

最初の広域調整ということではありますが、実は広域調整につきましては先程の都市計画法の改正にもございまして、資料 7 ページのところに県知事同意という形で記載してございますが、今回の用途地域の変更につきましては、上田市の審議会で議決してもらいますというような案件になっております。内容によっては都市計画の案件によっては、県の審議会にかけて決まるものもあります。今回の用途は上田市決定ということで、市の審議会で決まる案件になっているわけですが、今回の都市計画法の改正によりまして、県が同意をなすということで広域調整を県がある程度行い、それでその意見を聞いて県

が判断するということが新たに加わりました。まさしくそれが広域調整ということでありまして、都市計画法の改正にそういった事務が県の事務として加わったということで、その事務につきましては今回のような土地利用の関係ですとかそういった大規模な集客施設が来るといったものについて、広域調整をしていくということで県の方である程度内容を決めまして、今回のこの案件につきましては、上田市として隣接しております坂城ですとか青木ですとか東御、それから長野、そういったところと調整、意見を聞くということが必要になってきたという状況でありまして、事前に市の方もそういったところへある程度説明を行うようにとの県の方から指導がございまして、近く関係自治体へこういう計画だということで説明をする予定にはなっております。その後県がそういったものを受けて、判断して広域調整をしていって、問題ないということになれば、都市計画審議会のあと県知事の同意をもらって計画決定することになります。

(鈴木政策企画課長)

お尋ねの二点目についてお答えさせていただきます。まず考え方として、今コンパクトシティという概念があるかと思えます。コンパクトシティという方向性ということになると、郊外型のロードサイドというものが、それに反するということになるのかも知れません。それからではコンパクトシティという方向性をもし打ち出さなければ、土地の取得が容易で、廉価で交通の便のいいロードサイドが虫食い状態でどんどん増えるということになるというふうに思います。これが基本的な点ですが、上田市としては基本的にはコンパクトシティとして、中心市街地のエリア内に公共施設と言ってみれば、上田小県東信を見据えたこれ以上の基準機関は集約をさせたいというのが基本的な考えでございます。

先ほど山極委員からご指摘があった古里とか山口にはたくさんスーパーマーケットもございまして、それぞれ大変重要な機能を果たしているお店であるということは十分承知を致しておりますし、そういった店舗等をないがしろにするつもりは全くございません。まずは今後イトーヨーカ堂ありという例題で出店をされるようなんですが、その影響について検証をしたかというその辺でございまして、基本的に旧大法時代を思い出して頂きますと、例えば今回このイトーヨーカ堂がJTの跡地にもし出店しようとするすると、平成11年以前ですと旧大法の時代は商業調整協議会がつけられます。それは出店するお店から例えば半径5キロ以内の商圈の範囲内で受給調整をなさいという法律でございました。ですから当時は上田商工会議所に事務局をもって、その影響を小さくするというので、例えば食料品はこういうのだけにしなさいとか、靴屋さんは出店はやめましょうとか、そういう調整を平成11年以前は行っていたわけです。

現在は、旧大法の法律が改正され、ご承知の通り大店立地法という法律になっております。これは原則出店自由です。原則出店自由という状況の中で、我々行政としてもギリギリの対応に迫られているということでございます。端的な直前の例で申し上げますと、平成16年ですね、ジャスコがリニューアルオープンをしております。ジャスコは

24,000 平米という非常に大きな店舗・床面積を持ったリニューアルでございます。市の方にも反対を頂いたんですが、受給調整、自分のご商売に影響があるからその出店をやめてくれるってお話は、残念ながらもし上田市がそれを進めた場合には行政的申し立ては100%負けてしまうという状況がございます。ですから他の部分、生活環境の保全であるとかですね、交通の問題、そういうものについては最大限出店企業には守って頂きまして、受給調整といったところまでは踏み込めないというジレンマがあるということだけは、皆さんにもご理解を頂きたいと思います。

受給調整をするツールとして、例えば都市計画を使う。土地利用規制 を使って実質的に受給調整を行うと、6月1日付けで国土交通省の都市計画課長通知が出ておりまして、実質的な受給調整につながる土地利用規制、それは本末転倒であるということで、市町村というレベルで直接的に需給調整に入ることが非常に困難であるという状況にあるということとはご理解いただきたいと思います。

(林会長)

はい、ありがとうございました。畠中委員さん。

(畠中委員)

実は私も第一回、第二回とも商店街として、出店に関わる関係者連絡会議に出させていただいたりですとか、去年からJTさんやヨーカドーさんのお話を聞いたりですとか、いろんな事業者のお話ですとかいろんなお話を伺っております。まず今日は地域協議会ということですので、毎回地域協議会が終わる度に地域協議会の果たす役割を考えた時、どのように協力させていただいたらいいのかなあっていうような思いもございます。会長や副会長さんはいろいろとご尽力されて毎回毎回ご意見を集約されているご努力には敬意を表すところでございます。以前上田市の方にJT工場跡地に関する要望書ということで、どっちにしてもJT跡地の問題は、合併前から話があったとか、なかったとか、ということも含めて、合併特例債を使う、使わない、中心市街地の認定を受ける受けないにしても、広く商業だけではなくて、地域生活の中にも影響される問題なので、市長さんの方から諮問したらいかがですかというお話を1月12日にさせていただき、要望書として出させていただきました。それについては改めて地域協議会に諮問する事項とは考えておりませんということで、ご回答をいただいたという事実がございます。それはそれで結構です。今回は説明会ということなんでそれはそれで話はいいと思いますが、説明会をお聞きして、お聞きしたいこととか、こうしてほしいとかいろんな意見は出てくると思うんですが、果たしてその意見というものが地域協議会の中でどういう位置を占めてどういうものなのかということも改めて今後検討したい課題なんていうものの中でも皆さんの中でもいろんなものが出てまいりましたけれども、諮問でなければ別にそれは聞いておきますということでいいのか、本当に地域課題として市や近隣の方と膝詰めでお話をしていくという体制でいくのかということも、非常にこの地域協議会のあり方というのが、本当に模索しながら進んでいるというのが現実だとは思いますが

が、それが1点でございます。

それと同時に商業者ですけれども、商店が潰れるとか、潰れないとかそういうことは置いておきまして、先ほど天神三丁目の土地区画整備計画の天神の坂下線の幅が12.5メートル、それから南北幹線道路は16メートルということで、JRや用水や新幹線を越える道路が出来るかどうか分からないという話がちょっと前回もご質問させて頂いたんですけど、約商業地域が19,000坪、それから公共地区につきましても13,600坪、それから住宅地については14,000坪と、商業施設についても売り上げ目標を立てているんですかという問いにイトーヨーカ堂の方はまだ立てていないというお話の中で、これだけの商業施設を成り立たせるために憂慮しないといけない車の量というのは多分ものすごい量になるのではないかと思います。交差点が変更したからどうだという問題ではなくて、まさに地域生活であり、近隣の上田市周辺並びにここに至る道路環境整備全体の問題に発展していくのではないのかということ、八尾市のアリオですとかいろんな事例を見させて頂いて懸念するところでございます。ですから今後第三回目があるかどうかはわかりませんが、仮にJTさんやイトーヨーカ堂さんが出てくる中でお示しいただきたいことは、この幹線道路を新たにつくるにしても、周辺の人たちの生活に悪影響を与えないだけの交通の整備ができるのか、どれだけの売上を想定し、そのためにはどのくらい集客をしなくてはいけないのか、どのくらいの駐車場が必要になるのか、ということもたぶん周辺の交通関係にかかわってくることはないかと思っております。一応そういったことで、折角出していただいた意見がうまく届くようにしていただきたいというのが要望でございます。

(小林副会長)

はい、今は市側というよりは協議会の執行部正副に与えられたご意見であるような感じが致します。

実は今日私の方からも一言ご提案申し上げたいと思っていたことは、過日中央協議会としてまとめた課題は、検討したい事項とか或いは市から説明を受けたい事項、調査研究したい事項といった皆様方のお手元にも資料はオ有りでございますけれども、例えば検討したい事項だけで13項目ある訳です。それから市から説明を受けたいということの中にも9つにまとめられている訳です。更に調査研究したい事項というのが15項目あるわけです。これを羅列して一つ一つ取り上げて検討していくというのは、とても容易ならぬ話でもございますし、中には既に行政側で仕掛けが始まっているもの、あるいはまた我々が知らないだけで既に途中経過にあるもの、いろいろなものがあるかと思うんです。そこで私から提案をさせていただきたいと思っているわけですが、行政側が今出されている検討したい事項だとか市から説明を受けたい事項、また調査研究したい事項等々の中です、これはもう既に行政として或いはまたその他機関で検討済みであるとか或いはまた進行中であるとかというものについては、二度三度の手間を掛ける必要はないと思いますし、できればある程度最重点事項を中央協議会として何に絞っていく

か、ということをご検討していただき、絞り込んだ協議審議をしていくのがいいのではないかというふうには私に思うわけですが、その辺皆様方のお考えをお聞かせいただきたい、先ほど会長からは次なる予定のいろんなお話も出ておりましたが、それらを踏まえて例えば中央地域といっても実態実情ご存知の方はどれだけいらっしゃるのか、あるいはまたその他の項目でもですね、その事について詳しくご存知の方というのはじゃあ 20人いる中で、どれだけの方が理解なり実態を知っているのかというふうには考えてみますと、非常にこれは難しい問題をテーマとして与えられているし、また考えなくてはいけないということで、一応その辺の整理をした上でですね、次なるステップを踏み出したらどうかと思いますので、その辺のことを事務局も踏まえてですね、一度お考えを出していただければと、このように思いますけれどもいかがでしょうか。今の畠中委員さんからのご質問もそこに集約されているという気がいたします。

(原沢まちづくり協働課長)

先程畠中委員さんからご意見がありましたが、協議会のあり方の関係で、昨年 10 月に 9 つの協議会が設置され、それぞれ協議会によって先程会長の挨拶にもありましたように温度差があるわけです。活動もこれからということになっております。いろいろな課題もあるかと思えますし、そういった課題についても市長も修正できるところは修正する、ということで進めているということでもあります。協議会につきましては審議会という位置付けで設置をいたしました、その中でもその地域のことを皆さんで話し合っていて、市に対しても意見が言えるというものでございます。

20 人の委員さんがおられますのでそれぞれ意見があるかと思いますが、市に対して意見を言える部分があるわけですが、協議会として意見をまとめていただくというのがまず必要になるかと思えます。いろいろな意見が当然あるわけですが、それぞれ個人の意見を市に対して言うというそういった組織ではなく、十分協議をしていただき最後には協議会として意見をまとめて市に提言をするなりしていくという形でございます。

現在の状況であります、総合計画に位置付けられます地域まちづくり方針、これをそれぞれの協議会の方で答申をいただきましたので、では今度それについてどのように実現していくのか、ということの協議を各地域協議会で行っていただくこととなります。そんな中でこの協議会におきましても、検討したい事項とかアンケートを取る中で最重要課題であります中心市街地の活性化、その部分で研究会を始めているということでありまして、最終的に例えば市に対して意見を出せるかどうかはわからないと思えますけれども、先程もお話ししましたとおりいろいろな意見を聞く中で、協議会として例えば一つの意見になれば市に対してもそういった提言をしていくということでございます。それで先程小林副会長さんのお話にありましたように、ある程度この協議会として検討項目を絞って、どのあたりを検討していくのか、それを皆さんの意見を聞く中で進めていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

(林会長)

今最終的に原沢課長さんの方からお話ありましたが、最後に申し上げようと思っ
たわけですが、今こういう議論になってきておりますので申し上げますが、一応先ほど
次回の日程等についても冒頭開会の時に申し上げましたように、次回は現地視察という
ことで、ＪＴ跡地と中心商店街を同じ目線で視察をしていくと、それは今日また市側
のお二人の課長さんからいろいろ聞いておりますし、前回もまちづくり三法のお話もお聞
きしました。それと現地視察、それを踏まえて共通認識の中で自治会に一応御意見等が
あったら申し述べてもらおうと、そういう形に持っていくという事と、地域協議会として
どういう形で持っていったらいいかと、これについては先程小林副会長の方からも申し
上げましたように、おそらく 20 人の我々委員の中でもいろいろのお考えがあると思いま
すし、今問題になっている点についてもいろいろご意見があるかと思えます。そういっ
た点でいろいろ市側のお話も聞いた、現地視察等も共通の目で見えてきた、その上で印象、
御意見等があったら申し述べてもらって、しからば地域協議会としてどういう形でもっ
ていったらいいかという点を皆さんと協議させていただきたいなということでございま
すので、今日結論がどうだとか、こうすべきだという点は私に免じて次回までお預かり
いただければなあと思っております。

そんな形でございますし地域協議会のいわゆる目指している目標、あるいは中身等につ
いても、まだ 20 人の共通の認識、意識というものもまだ確立もしておりませんし、そ
んなことも含めた上で、例えば今のＪＴ跡地の出店反対、賛成、まあ色々あると思いま
す。私が冒頭申し上げましたように委員さんの中でも色々ご意見があろうかと思いま
すので、ここで急いで地域協議会はどうであるのかなんとかという形でまとめるのは少し
早いのではないかという感じがしておりますので、ひとつ私にお預けいただいて、共通
の目で見、共通の耳で色々お聞きした点をそれでは中央協議会として取り上げていこ
うかという点を近いうちに固めて、皆さんのご意見をまとめていければなあと思いま
すので、下駄を預けていただきたいと思えます。そんな点で宜しくお願ひしたいと思いま
す。

(清水都市計画課長)

車の件でご質問をいただきましたので、道路計画につきましてご心配されているとい
うことで、それは当然なことだと承知しております。先程申し上げましたように長野上
田線につきましては、現在交通量は減っているわけでありましたが、今度また増えるん
ではないかということであります。それにつきましてイトーヨーカ堂側が開発計画を進め
るにあたって、商業の規模ですとか市としては公共施設の規模とかそんなことも基本に
なる話だと思えます。そういうところについて今ＪＴの方でまだはっきり何台とか何平
米とかいうのが出ていないのが実情でございまして、ただ現在より増えるのは間違いな
いということでございまして、駐車の数ですとか来る車の台数というんですかね、そ
んなものを踏まえはっきりさせて、現在の道路がどれだけの容量があつてどうだとい
うような交通量解析、こういったものを今後しっかり詰めていく必要があると思いま
す。

先ほど企画課長の方からもありましたように、大店立地法の届けにあたりまして交通量改正、そういったものをして必要であれば事業者として必要な対策を取るといったようなことがありますもので、そういうことは指導していきたいというふうに考えております。市としましてはこの中の道路につきましては先程申し上げましたようにJTの方で整備してくれるということになっておりまして、それ以外、例えば堤防道路につきましても、今は下堀線ということで工事は進めているわけですが、今はまだ用地買収等もございまして全部済んでいない状況であります。天神町常田線も踏み切りの部分から上田ガスの関係のところもそのままの狭い道路であったり、あるいは笠原工業の前の道路につきましても昔からの狭い道であるというようなことで、そういった周辺の街路整備につきましても市の中としては結構大きな投資をしまして今進めており、総合的に道路整備を行い極力分散化を図っていく形でもっていきたいと考えております。更に付け加えますと三好町の通りにつきましても実に狭い、車道も構造規格でも道路規格でも一番最低限のような県道等ですけども、非常に狭いというようなことがありまして、そういったものの改良につきましても県の方に強力に働きかけしております、三好町の通りにつきましてある程度前に進むというような方向が見えつつあります。これはまた地元の方と交渉しながら是非事業化にもっていきたいと考えております。そういったいろいろなここだけの局所的なことではなくて、その周囲を含めた計画全体につきまして市としても出来るところまで進めていくし、JTとしても今度の出店に当って必要なことについては、必要な対策はとってもらいたいというようなことで指導をしていきたいということです。先程申し上げました南北幹線道路から公園外へ行くのも可能であると、条件が整って協議が整えば是非つなげるようなことで、プラスアルファというような形で考えているということです。今進めていきたいと思っています。

(林会長)

はいありがとうございます。時間も迫っておりますので、先程私が申し上げましたように、今後の予定の中で解消していきなというふうに考えております。それでは両課長さんご説明ありがとうございました。

(3) その他

(林会長)

事務局の方でその他の方でお願いします。

(浅野政策幹)

協議事項のその他については特にございません。

(林会長)

白石委員さん手を挙げられましたけれど次回にお願い致します。今日は協議会開催の当初の目的は達せられたと思います。説明者の鈴木、清水両課長さんに御礼を申し上げます。

たいと思います。誠にいろいろとご説明いただきまして微に入り細に入り、分かったようなつもりでございます。とにかくこの地域協議会というのは冒頭申し上げましたように非常に温度差がございまして、いったい何をどうやってどうしたらいいかという点もちょっと疑心暗鬼で足を一步步つ前へ出すにも考えながら歩いている状態でございます。だんだん成熟していきだろろうと思いますので、今後とも宜しく願いたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

4 その他

(浅野政策幹)

その他事項になります。次回の第 4 回のこの協議会でございますが、既に皆様にご通知が届いているかと思いますが、7月9日の月曜日でございます。午前 10 時にこの本庁舎の 1 階ロビーに集合していただきまして、それから今話し出ましたように J T 跡地を実際に自分達の目で見てみるということで、その際にはマイクロバスで参ります。J T の職員の方も同行していただくという形になっております。それを見学した後、駅前までバスでまいりまして、そこからは徒歩で街中、商店街を見て歩くということになります。まず松尾町の商店街を見まして、午後は中央通り商店街、そちらの方を見た後説明を先ほどと同様に頂くということで、その後海野町の商店街を見てその際にも商店街の代表の方にご説明というようなことで、3つの商店街を見学しながらご説明をいただくということになりまして、解散が午後 2 時半頃の予定です。宜しく願いたいと思います。

(林会長)

ただいまご説明ありましたように次回はそういう形でお願いをしたいと思います。出来るだけ全員参加していただく様にご都合つけていきたいと思います。今日は時間に追われてしまって消化不良の点もあるかもしれませんが、次回に譲らせていただきたいと思います。ご苦労様でした。